

仕事中のケガや病気の治療が無料 休業補償

労 災 保 険

特 別 加 入

会員募集

月額 **1032** 円~

* 年間保険料 6,385 円 + 年間事務組合費 6,000 円の月割額

対象範囲

*詳しい対象範囲は裏面へ

介護作業従事者

家事支援従事者



まずはTMCへお問い合わせください！



ローサイ
0120-020-631

営業時間9:00~17:30(土日祝・年末年始休業)

<http://www.rousaikumiai.com/careworker/>

WEBサイト



労災保険 特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する**国の制度**です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

労災保険の給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療費などの療養費、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

休業(補償)給付

休業4日目以上、休業1日につき
給付基礎日額の**60%相当**と**特別支給金**として給付基礎日額の**20%相当**の合わせて**80%が支給**されます。

*20日間休業した場合

- ①給付基礎日額の**60%相当**
- ②**特別支給金**

給付基礎日額の**20%相当**

①6,000円 + ②2,000円 × (20日 - 3日)
= **10万2,000円給付**



仕事中にケガや病気を
患ってしまった時

給付基礎日額1万円の場合

療養(補償)給付

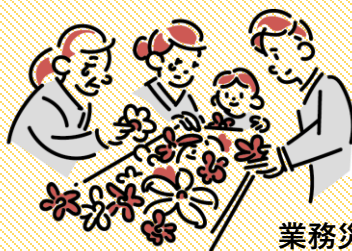
給付基礎日額とは関係なく
必要な**治療が無料**で受けられます



万が一の時
残された遺族へ

遺族(補償)給付

業務災害等により死亡した場合は
遺族の人数に応じて、**給付基礎日額**
の**最大245日分**が支給されます。



障害(補償)給付

業務災害等による傷病が治った後
に障害等級第1～7級に該当する
障害が残った場合、**給付基礎日額**
の**最大313日分**が支給されます。

*障害第1級の場合

- ①給付基礎日額の**313日分**
- ②**特別支給金(一時金) 342万円**
- ①313万円 + ②342万円 = **655万円給付**



*遺族が4人の場合

- ①給付基礎日額の**245日分**
- ②**特別支給金(一時金)**
遺族の人数に関わらず**300万円**
①245万円 + ②300万円
= **545万円給付**

その他、**傷病補償給付**、**葬祭料**、**葬祭給付**、**介護(補償)給付**、併せて、**特別支給金**が支給されます。詳しくは、厚生労働省 労災保険特別加入制度のしおりをご覧ください。

保険料

※税込価格

給付基礎日額 ※1	年間保険料 *保険料率 5/1000	年間組合費 ※2	年間 支払い合計 ※3	月々 換算
3,500円	6,385円	6,000円	12,385円	1,032円
5,000円	9,125円		15,125円	1,260円
10,000円	18,250円		24,250円	2,020円

基礎算定日額とは、労災保険の保険料や休業(補償)給付などの給付額を算定する「基礎」となるものです。給付基礎日額を基に、保険料の計算や給付基礎日額の〇%を給付といった算定を行います。
※月額保険料や給付の額ではありませんのでご注意ください。

- ※1 3,500～25,000円まで任意の金額を申請できます。
- ※2 申請代行、事務手続き等の費用です。
- ※3 お支払いは原則年間一括払い。年度途中での加入は加入月に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

労災保険の補償範囲

■業務災害

介護関係業務に関する作業：
入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、
機能訓練または看護に関する作業に付帯する行為を行う場合



家事支援業務に関する作業：
家事(炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他
家庭において日常生活を営むに必要な行為)を代行し、または補助する作業に付
帯する行為を行う場合



■通勤災害

通勤により被った負傷、疾病、傷害または死亡
自宅から就業場所、就業場所から就業場所の移動等をいいます

	労災保険	民間保険
病院代 治療費	全額補償(上限なし) 入院・手術等含むケガや病気が治るまで無料	基本自己負担 保険金に限度あり (最大90日～等)
補償	休業補償8割 病院代とは別に支給	1日〇千円 等 入院、通院の後に請求
障害 死亡	重い障害、死亡の場合、生涯にわたって 障害年金、遺族年金を支給	一時金1000万円 等

対象範囲

個人事業主(個人宅と直接契約、業務委託 等)の方

介護作業従事者

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務に関する作業で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練または看護に関する作業を行う人。

家事支援従事者

家事(炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むに必要な行為)を代行し、または補助する作業を行う人。

加入手続きの流れ



TMC労働保険組合

TMC労働保険組合は、東日本を中心に全国展開している厚生労働大臣から認可・承認された団体です。事業主の代わりに労働保険(労災保険、雇用保険)の加入や保険料の申告、納付など、労働基準監督署やハローワークへの届出業務、その他労働保険事務手続きを行っております。

また、万一の事故対応も社会保険労務士がしっかりサポートしますので安心してご加入ください。

個人事業主、中小事業主等特別加入など労災保険特別加入についてお気軽にご相談ください。